

こども・若者等の意見表明の 取組実施状況

沖縄県こども未来部

令和 6 年 11 月







1 意見表明の取組実施状況

【実施期間：令和6年5月～9月】

対象（学年・年齢等）		施設数	アンケート回答数	居住地	取組の様子
大学生を主体とした参画・意見表明のモデル事業					
モデル事業に参画した大学生	3～4年次	2大学	51	—	<p>モデル事業として県内2大学の授業を活用し、大学生による意見表明を実施。</p> <p>県へ大学生の意見を届けてもらいながら、質問内容や実施方法を検討してもらい、県と協働でこども達の社会参画、意見表明の場づくりに取り組んでもらった。</p> 
モデル事業に参画の大学生によるフィールドワークで意見表明を行ったこども・若者	幼稚園～大学生	—	436	※モデル事業では、対象者の居住地を確認していない。	<p>大学生にはフィールドワークにより、自ら地域の児童館やこどもの居場所などに出向いて、こども達の意見表明、社会参画の場づくりを実施し、県へプレゼンの形で、こども達の声を届けてもらった。</p> 
小 計			487	人	
ライフステージ毎の意見表明					
幼稚園児	幼児教育施設	4～5歳児	1校	17	<p>小・中学生へ実施したアンケートの中から、保育士との調整の下、対象となるこども達が自らの意見として答えられる設問2つ「なりたい自分（将来の夢）」、「どんな地域にしかいか（地域のためにできること）」に質問を絞って実施した。</p>  <p style="text-align: center;">—</p> <p style="text-align: center;">※中部圏域の1施設</p>  <p>保育士にファシリテートしてもらい、約1カ月の時間をかけてこども達の意見を、文字や絵を用いた作品で表現し、発表会の場で自分の言葉で作品を紹介しながら意見表明を実施した。</p>

1 意見表明の取組実施状況

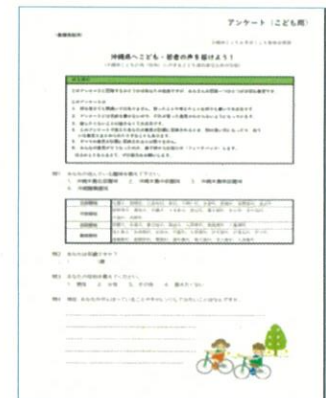
【実施期間：令和6年5月～9月】

対象（学年・年齢等）		施設数	アンケート回答数	居住地域	取組の様子
小学生	県内公立小学校 5, 6年生 ※小規模離島の小学校1校のみ 全学年参加	7校	375		<p>クラスや学年単位で「こどもの権利」についての説明動画等を活用した出前授業等を行い、タブレットを活用してWebアンケートによる意見表明を実施した。</p>  
中学生	県内公立・私立中学校 1～3年生	8校	697		 
高校生	高校生代表者会議（公立高校）	59校	176		<p>教育庁主催の「全県高等学校生徒代表者会議」でのグループワークを中心に、「こどもの権利」について説明動画等で学びながら、Webアンケートによる意見表明を実施</p>  
	県内私立高校	2校			
	県内通信制高校	2校			
小 計			1265	人	

1 意見表明の取組実施状況

【実施期間：令和6年5月～9月】

対象（学年・年齢等）		施設数	アンケート回答数	居住地	取組の様子
県民向けWEBアンケートによる意見表明					
若者	18歳以上29歳以下の若者	—	726		<p>18歳以上の若者や保護者向けのアンケートについては、リーフレットでアンケートの趣旨や県が目指す「誰一人取り残さないこどもまんなか社会」の内容について説明しながら、県の現状と課題を示し、計画策定に向けた若者、保護者の意見表明の取組を実施した。</p> <p>アンケートの周知にあたっては、沖縄県のHP等での広報やSNS、ラジオ等での呼びかけ、PTA連合会等の関係団体への協力依頼などを行い、広くアンケートへの協力を呼びかけた。</p>
保護者	0から17歳までの子を持つ保護者	—	3,978		
小 計			4,725 人	※上記の「若者」と「保護者」の区分別に集計されていない21件も含む。	
配慮が必要なこども・若者の意見表明					
県内支援団体、施設(11カ所)で支援を受けているこども・若者	12～39歳	11施設・支援団体	64		<p>学校を通じて参画の機会を作ることが困難なこども達や、意見表明する環境や手法に特別な配慮や工夫が必要なこども達について、日頃からこども達へ寄り添い、支援をしている関係者（心理士や支援員等）の協力を得ながら、アンケートによる意見表明を実施。</p>
合 計			6,541 人		



2 こども・若者等からの意見への対応（沖縄県こども計画（仮称）への反映状況） 【主な項目】

1 こども・若者の権利や社会参画

※（配慮）：配慮が必要なこども・若者の意見表明であげられた声

みなさんからの意見

- 理解と一緒に考えてくれるとうれしい（小学生）
- 大人のこうなって欲しいを押し付けしないで、夢を否定しないでほしい（中学生）
- こどもの話を最後まで聞いて、意見を尊重してほしい（中学生）
- 大人の意見や価値観を押し付けしないでほしい（高校生、大学生）
- こどもを1人の人として扱って欲しい。こどもだからって下に見ないで欲しい（配慮）
- 「こどもまんなか社会」について、具体的な意味を含めて周知して欲しい（保護者）

- こどもの権利を考えないでいる大人がいる（小学生）
- 大人に悪口を言われても謝られなかったことがあるから大人と子供の立場を同じにしてほしい（小学生）
- 子どもの権利があるのは、大人の権利もあるのかな？世界でも、おんなじ権利があるのかな～？（小学生）
- 人はみんな同じではなくみんな違うからそれを知ってほしい（高校生）
- 決めつけずにしっかり話を聞いて、そのうえで話せる人がいて欲しい（配慮）
- 子どもだからと偏見を持たず、一個人として人権を尊重する必要がある（保護者）

- もう少し子どもの意見を聞き入れる体制を政府で作ってほしい（小学生）
- 意見の発表場所を徐々に広げていくような取り組み（中学生）
- 子供だから、と意見を蔑ろにしたり話し合いから外したりしないでほしい（高校生）
- 自分が思っている考えを発言し、少しでもいい学校、地域にするために行動を起こしたい（高校生）
- こどもだけでなく、その場で働く職員の意見も積極的に取り入れ、大人が働きやすい施設にした方がこどもも過ごしやすい（配慮）
- 「子どもたちの声を聴く」機会、プロセスをきちんと設けて、県として予算を確保し、持続可能な取り組みとする必要がある（保護者）

書いてあるところ

◆ 第1章2 基本理念 1

- すべてのこどもたちが権利の主体として尊重される「こどもまんなか社会」
- こどもの最善の利益が優先される
- こどもが意見を表明し、その意見が尊重され、社会に参画する機会の確保

◆ 第3章1 ライフステージを通じた重要施策

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

- こども・若者は、心身の発達の過程にあって、生まれながらに権利の主体
- こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重

◆ 第5章1 こども・若者の社会参画・意見反映

(1) こども・若者が意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成

- こどもや若者にとって社会参画や意見表明の機会や場が必ずしも十分でない現状
- 家庭や学校、地域などにおいて、意見を形成し、日常的に意見を言い合える機会
- 権利の主体として尊重され、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会

2 こども・若者等からの意見への対応（沖縄県こども計画（仮称）への反映状況） 【 主な項目 】

2 経済的支援（奨学金など）

※（配慮）：配慮が必要なこども・若者の意見表明であげられた声

みなさんからの意見

- 進学のための奨学金（小学生）
- 高等学校の授業料無償化（中学生）
- 県内進学のための奨学金。県外に進学したときの、費用の援助（高校生）
- 私立学校の教育費の負担、入学金の負担（小学生）
- 給付型奨学金があることを中学生の頃から周知して、進路を諦めないようにしてほしい（保護者）

- 金銭問題がなければ本当にかんげられます。お金がないから（中学生）
- 進学先は車やバイク通学が厳しいので、交通費の支援があったら嬉しい（高校生）

- バス・モノレール・タクシーなどを高校生まで無料か半額（小学生）
- フリースクールを利用するこども達にも経済的支援があれば助かる（保護者）
- 奨学金がだれでも受けれるようにしてほしい（中学生）
- 給付型の奨学金が普通世帯にもあったらうれしい（高校生）
- 給付型でも貸与型でも給付金をもっと手軽に必要な人が利用できるようになってほしい（若者）
- 教材費の補助（教科書をタブレット端末にスキャンするために同じ教科書を買って、切り離して利用する必要がある）（配慮）
- 居場所までの送迎支援（配慮）

書いてあるところ

◆ 第3章 2-(3) 青年期

ア-① 高等教育段階の就学支援の着実な実施

- 奨学金貸与事業の着実な実施・制度の周知
- 経済的な理由で県外難関大学等への進学が困難な県内高校生に奨学金を給付
- 県外大学等に進学を希望する低所得者世帯の高校生への渡航費用の支援
- 私立専修学校に通う低所得世帯の学生の授業料と入学金の減免

◆ 第3章 4-(1) こどもの貧困対策

ア-②-(ウ) 高校生期

- 所得に応じて高等学校等の授業料に充てる就学支援金の支給
- 高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度による家庭の教育費負担の軽減
- 高等学校等中途退学者の学び直しに係る一定期間の授業料支援
- 高校生等の通学費に係るバス運賃等の負担軽減

ご意見に近い現在の施策、取組

- 通学費に係るバス・モノレール通学費等支援事業は対象を順次拡大しながら支援（R4年度フリースクールに通学する学生にも対象拡大）
- 奨学金等については、所得に応じて家庭の教育費負担の軽減
- 特別支援学校（特別支援学級含む）に就学する生徒の教育費に対する特別支援教育就学奨励費による負担軽減
- 拠点型居場所等によるこども達の送迎対応

2 こども・若者等からの意見への対応（沖縄県こども計画（仮称）への反映状況） 【 主な項目 】

3 経済的支援（その他）

※（配慮）：配慮が必要なこども・若者の意見表明であげられた声

みなさんからの意見

- 親に負担をかけずに海外留学したい。奨学金があったら嬉しい（中学生）
- 留学のための奨学金（高校生）
- 県費で行ける留学、活動を増やしてほしい（高校生）
- 海外留学の為に給付金の増加（大学生）

- 塾のお金の援助（中学生）
- 無料塾があったらいいなおもう（中学生）
- 私立に通うとどうしても塾にお金の関係で通えなくて無料の塾を作してほしい（高校生）
- 所得による塾などの格差、勉強の遅れがないように無料学習塾を実施してほしい（保護者）

- 受験料の値下げ（小学生）
- 試験に受かったら受験料を免除してもらえると受けやすくなるので助かる（高校生）
- 生活資金の援助、車の免許代安くしてほしい（大学生）
- 公共交通機関の無償化（大学生）
- 様々な家庭に対して平等に恩恵が受けられるように所得制限を撤廃し、例えば制服や高校の教科書の無償化などが必要（保護者）
- 貧困の連鎖を個人で止めることは難しい。現金給付や減税、サービス（家事代行、教育費の無償化など）を誰でも受けられるようにすべき（保護者）

書いてあるところ

- ◆ 第3章 1-(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

ウ-② 自国文化・異文化理解、国際交流等の推進

- 多様な分野における諸外国への留学や研修生の海外派遣、帰国・外国人児童生徒等の円滑な受入
- 国際的な視野を持ち、創造性豊かでグローバルに活躍できる人材の育成

- ◆ 第3章 4-(1) こどもの貧困対策

イ-① 貧困の連鎖を断つための自立に向けた支援

- 生活保護世帯、生活困窮世帯及び準要保護世帯のこどもに対し、市町村、NPO等と連携し、こども一人ひとりの学習の定着状況に応じたきめ細かな学習支援
- 多様な進学希望に対応した学習支援（※高校生進学チャレンジ支援事業を含む）

ご意見に近い現在の施策、取組

- 経済的に困難な学生を支援する高等教育の就学支援新制度（大学等の授業料・入学金の免除や減額、給付型奨学金の支給：文部科学省による支援）の周知
- 児童養護施設等を退所する者及び里親委託を解除される者に対し運転免許費用の助成
- R6.10月から児童手当の対象年齢の拡大、所得制限の撤廃、第3子以降の支給額増額

2 子ども・若者等からの意見への対応（沖縄県子ども計画（仮称）への反映状況） 【 主な項目 】

4 多様な遊びや体験

※（配慮）：配慮が必要な子ども・若者の意見表明であげられた声

みなさんからの意見

- いろんな人の考えを聴ける場所がほしい（小学生）
- いろんな人がやりたいことができるような社会になってほしい（小学生）
- お絵描きイベントやワークショップをやってほしい（小学生）
- 人とふれあう事が好きだから、短時間の就労体験がしたい（配慮）

- 子供が自由に使える公共施設（児童館など）を増やしてほしい（小学生）
- 熱中症警戒アラートが危険でも遊べる場所（小学生）
- 公共図書館を増やしてほしい（中学生）
- 絵と日本語や、方言、文章の書き方についての本を図書館にもっと増やしてほしい（中学生）
- 快適に勉強できる空間がほしい（中学生）
- 体を動かす事が好きなのでスポーツや運動できる環境（施設ジム）があれば良い（配慮）
- 障害者に配慮された運動施設が増えてほしい（配慮）
- 家や学校以外でも勉強できるスペースを増やしてほしい（若者）

- 沖縄は貧困率が高く、体験格差が生まれる環境があるので、体験施設をつくるのが子ども達のためになるのではないかと（大学生）
- 経済的格差があっても、学習や経験はしっかりと提供できる社会の仕組みがあれば、取り残される子どもも減るのではないかと（保護者）

書いてあるところ

◆ 第3章1 ライフステージを通じた重要施策 (2)多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

- 多様な遊びや体験の機会や場を創出
- 多様な価値観、文化、人との交流や、それぞれの活躍につながる多様な教育の機会を創出

◆ 第3章1 ライフステージを通じた重要施策 (2)-ア-① 遊びや体験の機会の場の創出及び読書活動の推進

- 地域の自然環境、歴史、伝統文化、芸術に触れる体験活動、ボランティア活動、スポーツ活動等を推進
- 公民館、図書館、青少年教育施設、児童館等の地域コミュニティの核となる社会教育施設の学習環境の充実

◆ 第3章4-(1) こどもの貧困対策 ウ-① 地域における社会資源の創出

- 住んでいる地域によって食事や学習、体験などの支援に格差が生じないように、こどもの身近な場所に、こどもの居場所などの社会資源の創出